

令和4年度

第7回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第 7 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 4 年 9 月 1 6 日 (金) 午後 2 時から午後 3 時 4 5 分

2 開催場所 ペガサート 6 階 プレゼンテーションルーム

3 出席委員 (1 6 人)

会長 1 4 番 徳田 雅亮

会長職務代理者 (副会長) 1 2 番 鈴木 茂樹

委員 1 番 赤堀 岳子 2 番 天野 清晴 3 番 内野 清己

4 番 海野 光祥 5 番 遠藤 公夫 6 番 大石 泰子

8 番 小笠原 悟 9 番 勝谷ふみ代 1 0 番 小村 寿文

1 1 番 佐藤 操 1 3 番 塚本 剛弘 1 5 番 深井 曉美

1 6 番 堀場 正明 1 9 番 森田 早苗

4 欠席委員 7 番 大塚 師輝 1 7 番 美尾 明 1 8 番 望月 均

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 3 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 1 号 非農地証明申請について

議案第 4 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第 4 3 号 農業委員会が定める別段の面積の決定について

議案第 4 4 号 令和 5 年度静岡市農業施策に関する要望書について

報告第 2 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法第 5 条第 1 項第 7 号の規定  
による届出について

報告第 2 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 9 号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

## 7 会議の概要

議長 ただ今から令和4年度第7回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、7番 大塚 師輝、17番 美尾 明、18番 望月 均委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

1番赤堀 岳子委員、2番天野 清晴委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第38号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第38号朗読】**

申請は2ページから3ページに記載のとおり11件でございます。

議長 それでは、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号47番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。整理番号48番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。説明は、以上です。

9番 以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号49番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り渡し人は、当該農地を管理する相続財産管理人で、譲り渡し先を探していたところ、譲り受け人と話がまとまり申請に及びました。整理番号50番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号51番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申

請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。なお、当該法人は農地所有適格法人の要件を具備していることを確認しております。整理番号52番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、省庁が所有する農地が、譲り受け人が所有する農地に挟まれており、一体で耕作をすることが適当と考えられるため、双方で話がまとまり申請に及びました。なお、譲り受け人の耕作面積は下限面積を満たしていませんが、こちらの案件は下限面積の例外、位置・面積・形状等からみてこれに隣接する農地と一体して利用しなければ利用することが困難な農地に該当します。説明は以上です。

13番 以上、職員から説明ありました4件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号53番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃貸借の設定です。申請事由ですが、賃借人は経営規模を拡大したく、賃貸人は、要望に応えるということで申請に及びました。整理番号54番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで申請に及びました。整理番号55番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は要望に応えるということで申請に及びました。整理番号56番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃貸借の設定です。申請事由ですが、賃借人は新規で農地を探しており、賃貸人と話がまとまり申請に及びました。平成26年から現在まで農園にて農業研修を実施。今後もJA及び研修農園の指導を受けることになっており、販路としてJAに出荷予定となっており、営農計画書も提出されております。整理番号57番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人と譲り渡し人は第三者になります。譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は要望に応えるということで申請に及びました。説明は以上です。

10番 以上、職員から説明がありました整理番号53、54、55、57につきましては、特に問題がないと思われまますので3班として許可相当と判断しました。整理

番号56につきましては農家創設のため現地調査を実施いたしましたのでご説明させていただきます。今回の農家創設を希望する耕作者は、義理の父が営農する農園で8年働いており、独立を考え今回の申請に及んだとのこと。今までの経験を活かし申請地では、ビニールハウスによるイチゴの苗約14000本の栽培、育苗を高設栽培にて行っていく予定です。家族4人での耕作を予定し、繁忙期には臨時的な人材も考えているとのこと。販路はJAと話がまとまっていて、3000㎡の申請地一筆に絞り、安定的な農業経営が見込まれる計画です。貸借でのビニールハウスの設置についても所有者と話についておるとのことです。排水は南側排水路に流す様設定され、施工中、施工後の周囲の住宅隣接農地の耕作者にも了承済であることを確認しました。以上により、本件の申請者は若く熱意も感じられ、これからを担っていく人材になっていくことであろうと思ひ、農家創設に対して、特に問題はないと判断し3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 整理番号53番について、浜松市からの遠方であると思われるが、耕作ができますか。

事務局 申請地まで片道2時間と聞いています。はじめの苗木が落ち着くまでは毎日通うことになるということです。

12番 何を耕作しますか。

事務局 南アルプスに生息し現地でないとう育成ができない花木を栽培するとの事です。

12番 花木の栽培の経験はあるのですか。

事務局 現在も浜松市で栽培しているとの事です。

12番 分かりました。

議 長 そのほか、発言はありますでしょうか。発言もないようですので、議案第38号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第38号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第39号朗読】**

申請は5ページに記載のとおり1件でございますが取下げとなりました。

次に、議案第40号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

**【議案第40号朗読】**

申請は7ページから8ページに記載のとおり8件でございます。

議長

それでは、地区審査を行いました担当の職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局

1班です。整理番号48番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在の住まいが土砂災害特別警戒区域に指定され、土砂災害の恐れがあるため、安心して住めるところを探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われまます。整理番号49番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長と共に手狭になり所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われまます。整理番号50番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請者は清水区で木材加工業を営んでいる法人であります。現在の作業所が手狭となり事務所の老朽化も進み、規模拡張の出来る用地を探していたところ、所有者と話しがまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われまます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われまます。

9番

以上、職員から説明がありました整理番号48番、49番については、1班としては許可相当と判断しました。整理番号50番につきましては、地区審査会で現地及び聞き取り調査を行いましたので、報告します。はじめに、会社の事業内容について確認しました。現在、木材加工及び木材製品の販売・梱包木柵製造業の仕事をしており、従業員はパートを含め18名ほどで操業しているとのこと。主としては、輸出用製品の製造ラインで使用する木柵の台を製造しております。申請の経緯ですが、コロナの影響で海外の輸送ルートにロックがかかり、木材のストックが空の状態となり、増産が見込まれるため、資材置場、作業所、ストック置場を規模拡大したく申請に及んだそうです。盛土条例については、規模要件に該当しないとの確認もしております。周囲の所有者等への事前説明を行い、了承を得ているとのこ

とです。被害防除の点については、コンクリート壁を設置するとのこと。調査終了後、誓約書の提出もされております。以上のことから、整理番号50番についても、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

2班です。整理番号51番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は申請地に隣接する住宅を所有しており、住宅敷地内に自家用車を駐車していましたが、新たに1台車を購入することとなり駐車場が手狭となるため、所有者に相談したところ、話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性も検討され、隣接地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号52番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は申請地に隣接する住宅を所有しており、住宅敷地内に自家用車を駐車していますが、車の台数が増え、道路に少しはみ出した状態で駐車しており、近隣やバスの運行に迷惑をかけている状況のため、所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。申請地ですが、河川に隣接しており、河川に向けて急な傾斜があり、駐車が困難なスペースがあるため、傾斜地は除いた転用計画となっています。農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性も検討され、隣接地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号53番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請人は、解体業を営んでいる法人です。申請事由ですが、申請人は県内全域で解体の受注を受けており、現在の資材置場だけでは手狭となるため、清水区内で新たな資材置場を探していたところ、土地所有者と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。説明は以上です。

13番

以上、職員から説明がありました3件につきましては2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

3班です。整理番号54番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田です。使用貸借による権利の設定です。申請人は建設業を営んでいる法人です。申請事由ですが、申請人は公共工事の建設残土処分場を探していたところ、田んぼからの畑地造成を希望していた所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は農用地区域内農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。転用期間は約

2か月です。盛土条例に申請は不要であることは確認済みです。工事終了後は、農地へ復元する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号55番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は畑です。売買による所有権の移転です。申請人は、土木・建設業を営んでいる法人です。申請事由ですが、今後の事業拡大のため資材置場、露天駐車場を探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は第2種農地です。代替性も検討され隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。説明は以上です。

- 10番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。
- 議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 11番 整理番号53番の資材置場についてお聞きしたい。どんなものや重機などを置く予定ですか。産廃などはないですか。
- 事務局 足場資材、重機は1から2台。土砂は4m×8m、高さ50cm以下で現場ごと発生した土砂を一時的に置くとの事です。
- 11番 一時的でも許可が必要ですか。立米にしたらどのくらいですか。
- 事務局 計算したところ16立米位になるかと思われます。現場ごとに量は変わると思ひます。今後は、条例が制定され許可の案件も出てくると思われます。
- 11番 分かりました。産廃などおかれることが無いようにしていただきたいと思ひます。
- 6番 整理番号48、49番について単価がだいぶ違ひがどうなつていますか。
- 事務局 当人同士の話となるため、売買に対する把握はしてないです。
- 6番 分かりました。
- 12番 整理番号50番について、建物が建つ様であるが、周辺農地への日照など、影響はないですか。
- 事務局 高さ8mの作業所、事務所が建つと聞ひている。今後近隣の農地も転用の計画もあると聞ひているが、確認はしてあります。
- 12番 はい、分かりました。
- 14番 整理番号52番の駐車場敷地として、面積が大きいのではないですか。
- 事務局 申請地は山に面してひて、申請地と山の間に川もあり、傾斜があるため、実際に駐車するスペースは限られてひるためです。



- 14番  
議長 そうですか。分かりました。  
他に発言はありますか。他に発言もないようですので、議案第40号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 議案第40号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第41号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 **【議案第41号朗読】**  
申請は10ページに記載のとおり3件でございます。
- 議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。
- 事務局 1班です。整理番号19番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、平成6年に、申請者本人が住宅を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年8月29日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地等を、確認をしていただきました。整理番号20番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、申請地外2筆について、昭和61年に亡祖母が、居宅を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。もう一筆については、建物の進入路として一体利用し、現在に至り、証明基準3の道路敷として利用されている土地に該当します。令和4年8月1日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地等を、確認をしていただきました。
- 9番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
- 事務局 3班です。整理番号21番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。申請地は山林に囲まれた急傾斜地で平成10年から耕作しなくなつてから森林化し現在に至ります。証明基準5の耕作されない状態が続いたことによる森林原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年9月30日に、地区担当農業委員の立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。
- 10番 以上、職員から説明がありました1件につきましては3班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
- 議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙

手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第41号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第41号は、原案のとおり承認いたしました。  
次に、議案第42号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第42号朗読】**

申請は12ページに記載のとおり4件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議長 それでは、担当職員の内容説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。整理番号23です。こちらの生産緑地は平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農業に従事していました。8月29日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号24です。こちらの生産緑地の2筆は平成20年、平成21年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約140日農業に従事していました。8月29日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号25です。こちらの生産緑地の2筆は平成21年、平成24年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約160日農業に従事していました。9月2日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号26番です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、故障前の生産緑地指定時に、主たる従事者は年間約360日農業に従事していました。なお、この案件につきましては、申請地以外の4筆は、令和3年6月に5条届出がされ、既に宅地に転用されているものを、法令上、主たる従事者の死亡又は故障による事由以外に中途で生産緑地の指定を解除する規定がないため、緑地政策課・政策法務課と協議のうえで、証明を行い、生産緑地の指定解除手続きを進めるものであります。よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 ただいまの議案第42号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第42号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第42号は、原案のとおり承認いたしました。  
次に、議案第43号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第43号朗読】**

申請は14ページに記載のとおり8筆となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 中山間地域の空き家バンクに登録された空き家を取得して移住する場合の付随する農地8筆。合計4.2aの農地の下限面積を下げた取得することとなる申請です。この決定を受けて10月以降の総会議案として農地法第3条第1項の規定による許可申請がされる予定です。

議 長 ただいまの議案第43号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第43号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第43号は、原案のとおり承認いたしました。  
次に、議案第44号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第44号朗読】**

静岡市農業施策に関する要望書案は15ページに記載のとおりであります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 お手元にあります、静岡市農業施策に関する要望書と書かれているホチキス止めの別冊をご用意ください。要望書については、9月26日に提出予定です。内容につきましては、農政対策委員長よりご説明いたします。

11番 それでは、ご説明いたします。要望書の作成については、6月17日開催の地域別農業対策協議会で検討していただいた案をもとに、8月3日と18日に開催の、農政対策委員会で、さらにそれを精査して、今回の市への要望として検討しました。お手元の別冊、2ページをご覧ください。1 農業経営対策について要望します。コロナ禍による経済の低迷に始まり、ロシアのウクライナ侵攻、為替の円安等から、農業生産に必要な資材価格が高騰し、農業経営への影響が懸念されます。農産物においては、生産コストの高騰は、販売価格に転嫁されず、収益減少に直結するため、国も支援策を準備していますが、国の肥料価格高騰対策では、化学肥料の削減を条件に、肥料代の増加分を補填する仕組みとなっているため、肥料代の補填を受けら

れない農家が出るのが心配されます。化学肥料の削減により環境負荷の低減を進めることは重要であります。収益減少により離農する農家が増えることは防止しなければならないため、農家に対する市独自の助成措置を要望します。同じく2ページをご覧ください。2都市農業の振興について要望します。市街化区域内の農家において、従事者の高齢化、後継者不足により、農地を維持管理できず、遊休農地や転用される農地が増えています。そのような中、静岡市都市農業振興基本計画では、同計画の基本方針の一つに地域住民が都市農業を身近に感じられる環境づくりの推進を掲げており、今後都市農地を維持していくには、生産基盤としてだけでなく多様な機能の発揮が必要であると考えております。ついては、市街化区域内農地の利用において、学童等の学習の場、あるいは障害者や高齢者などのリハビリやセラピー、市民の生きがいつくりの場などの利用促進を要望します。3ページをご覧ください。3お茶の振興について要望します。お茶の消費拡大においては、既に市、JA等において、様々な取組を実践していただいているところですが、お茶ツアーリズムやLINEによる若者に向けた情報発信、子どもへの愛飲促進を図るための取組み等は重要であるため、これらの取組の継続を要望します。しかしながら、一方では、長引く茶価の低迷により茶農家は疲弊していることから、なお一層のお茶の消費拡大に向けた取組を検討し、事業化するよう要望します。同じく3ページをご覧ください。4有害鳥獣対策の推進について要望します。現在、市が実施する野生鳥獣対策被害防除事業補助金及び有害鳥獣捕獲報償金につきましては、有害鳥獣対策においては不可欠な事業であります。しかしながら、個人が実施する野生鳥獣対策被害防除事業では、旧安倍六村と他の地域では、補助率が異なっております。周囲を山々で囲まれる地域では、旧安倍六村に限らず、等しく野生鳥獣被害を受けているため、旧安倍六村に適用する補助率を他の地域に拡大していただくことを要望します。以上が、要望書案の説明になります。よろしくお願いたします。

議長 ただいまの議案第44号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 他に発言もないようですので、議案第44号について、原案のとおり決定い  
 でしょうか。

(異議なし)

議長 議案第44号は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項に入ります。  
 報告第26号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第26号朗読】**

報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙の者から通知書を受理したので報告します。通知は17ページから18ページの8件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号42番と43番は同一の案件です。耕作者が高齢により傾斜地の茶園管理が困難になり、返還したいとのことで、合意解約しました。整理番号44番と45番は同一の案件です。耕作者が急傾斜地の茶園であり、モノレールでの茶葉搬出により作業効率が悪く返還したいとのことで、合意解約しました。整理番号46番については、賃借人が買うことになったため、合意解約しました。整理番号47番については、現在、既に賃借人が耕作していないため、合意解約しました。整理番号48番については、耕作者が変更になるため、合意解約しました。整理番号49番については、隣接地の担い手に集約するため、合意解約しました。以上でございます。

議長 ただいまの報告第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第26号を終わります。次に、報告第27号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第27号朗読】**

届出は20ページから27ページの76件がございました。その内訳は、4条の転用が24件、5条の転用が52件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が47件、賃借権設定が1件、使用貸借による権利の設定が4件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第27号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第27号を終わります。次に、報告第28号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第28号朗読】**

届出は29ページ、30ページの34件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第28号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第28号を終わります。次に、報告第29号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局           それでは、ご説明いたします。こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号7は、8月17日地区担当最適化推進委員と整理番号8は、8月24日地区担当最適化推進委員と現地確認を行いました。以上2件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。説明は以上です。

議長           ただいまの報告第29号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長           よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第28号を終わります。次に、報告第29号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長   **【報告第29号朗読】**

                  申出は32ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局           それでは、ご説明いたします。こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号7は、8月17日地区担当最適化推進委員と整理番号8は、8月24日地区担当最適化推進委員と現地確認を行いました。以上2件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。説明は以上です。

議長           ただいまの報告第29号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長           よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第29号を終わります。以上をもちまして、静岡市農業委員会第7回総会を閉会いたします。